

○岩手県警察個人情報取扱事務登録事務処理要領の制定について

(平成 18 年 6 月 30 日岩県民第 353 号警察本部長)

【沿革】平成 21 年 4 月岩県民第 172 号、27 年 10 月岩県民第 386 号、30 年 10 月岩県民第 328 号改正

各 部 長
首席監察官
各 所 属 長

みだしのことについては、公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えるとする改正の個人情報保護条例（平成 13 年岩手県条例第 7 号）が平成 18 年 7 月 1 日に施行されることから、公安委員会及び警察本部長に対する同条例に基づく個人情報取扱事務登録事務の処理等に関し、別添のとおり制定したので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

別添

岩手県警察個人情報取扱事務登録事務処理要領

第 1 趣旨

この要領は、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第 7 号）第 3 条に規定する個人情報取扱事務の登録に関して、必要な事項を定めるものとする。

第 2 登録対象事務

登録の対象となる個人情報取扱事務は、平成18年 7 月 1 日現在、現に行われている事務又は同日以降新たに開始する事務とする。ただし、次に該当する個人情報取扱事務を除く。

- 1 警察職員又は警察職員であった者に係る人事、給与、福利厚生その他職員の職務に関する個人情報取扱事務
- 2 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に関する個人情報取扱事務

第 3 登録簿の様式

別添様式によるものとする。

第 4 登録する事務の区分

登録する事務の区分は、次のとおりとする。

1 全所属共通事務

警察本部内各所属及び各警察署（以下、「各所属」という。）において共通して実施している事務（当該事務を実施しているのが警察本部内の数所属の場合もこの区分に該当する。）

2 警察署共通事務

警察署が処理する事務であって、複数の警察署において共通して実施しているもの

3 固有事務

特定の所属においてのみ実施している固有の事務（当該事務をある警察本部内所属又は警察署が主として行い、警察本部内の他所属又は他の警察署が従として行っている場合もこの区分に該当する。）

第 5 登録簿の作成

警察本部内各所属長及び各警察署長（以下、「各所属長」という。）は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするとき又は登録した事項を変更しようとするときは、各所属毎、次の区分に応じ、

あらかじめ登録簿を作成し、又は修正するものとする。

| | |
|---------|-----------------------|
| 事務の区分 | 登録簿の作成又は修正を行う者 |
| 全所属共通事務 | 事務を統括し、又は指導する警察本部内所属長 |
| 警察署共通事務 | 事務を統括し、又は指導する警察本部内所属長 |
| 固有事務 | 事務を所掌する警察本部内所属長又は警察署長 |

第6 登録手続

各所属長は、第5により登録簿を作成し、又は修正したときは、県民課長に文書及び電磁的記録の双方を送付し（様式1、2）、個人情報取扱事務の登録を依頼するものとする。

個人情報取扱事務を廃止した場合における登録の抹消についても同様とする（様式3）。

第7 登録簿の配架及び閲覧

警察本部情報センター及び警察署情報センターにおいて、各所属に係る登録簿を配架し、県民等の閲覧に供するものとする。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月24日から施行する。

なお、平成30年9月30日以前に登録されている事務については、従前の例による。

様式 1

第 号
年 月 日

| | |
|----|-----|
| 保存 | 3 年 |
| 廃棄 | |

県 民 課 長 殿

登録所管所属長

個人情報取扱事務登録について（依頼）

個人情報保護条例第 3 条第 2 項の規定により、個人情報取扱事務の登録を依頼します。

記

1 登録事項

- (1) 登録事務の名称
- (2) 登録事務の事務番号

2 登録簿

別添のとおり

様式2

| | |
|----|-----|
| 第 | 号 |
| 年 | 月 日 |
| 保存 | 3 年 |
| 廃棄 | |

県 民 課 長 殿

登録所管所属長

個人情報取扱事務登録事項変更について（依頼）

個人情報保護条例第3条第2項の規定により、登録した個人情報取扱事務の変更を依頼します。

記

1 登録事項

- (1) 登録事務の名称
- (2) 登録事務の事務番号

2 変更事項

- (1) 変更項目
- (2) 変更内容
- (3) 変更理由
- (4) 変更予定年月日

3 登録簿

別添のとおり

様式3

第 号
年 月 日

| | |
|----|-----|
| 保存 | 3 年 |
| 廃棄 | |

県 民 課 長 殿

登録所管所属長

個人情報取扱事務廃止について（依頼）

登録した個人情報取扱事務を廃止したので、個人情報保護条例第3条第4項の規定により、登録の抹消を依頼します。

記

登録した個人情報取扱事務

| | |
|-------------|--|
| 事 務 番 号 | |
| 登 録 課 | |
| 個人情報取扱事務の名称 | |